

計算書類に対する注記(法人全体用)

1. 継続事業の前提に関する注記
継続事業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況はない。
2. 重要な会計方針
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
該当なし
 - (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
該当なし
 - (3) 固定資産の減価償却の方法
 - ①建物、建物付属設備、構築物、車両運搬具、器具及び備品、機械及び装置、ソフトウェア
当法人は、定額法による減価償却を実施している。有形減価償却資産の残存価格はゼロとし、備忘価格（1円）まで償却している。
但し、平成19年3月31日以前に取得したものについては、残存価格を取得価格の10%として償却を行い、耐用年数到来後は、備忘価格（1円）まで償却（5年間均等償却）している。
 - (4) 引当金の計上基準
 - ①退職給付引当金
職員の退職支給に備えるため、一般財団法人岐阜県民間社会福祉事業従事者共済会及び社会福祉法人全国社会福祉協議会全国社会福祉団体職員退職手当積立基金で計算された引当金明細書により計算した退職給付引当金を計上している。
 - (5) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。
 - (6) リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンスリース取引
引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理をしている。
3. 重要な会計方針の変更
該当なし
4. 法人で採用する退職給付制度
当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。
 - (1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度
全常勤職員について、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。
 - (2) 民間退職共済制度
全職員及び希望する臨時常勤職員について、一般財団法人岐阜県民間社会福祉事業従事者共済会の実施する退職手当共済制度に加入している。
職員1名について、社会福祉法人全国社会福祉協議会の実施する全国社会福祉団体職員退職手当積立基金に加入している。
 - (3) 法人独自の退職給付金
平成12年度末以前加入していた社会福祉法人全国社会福祉協議会の実施する全国社会福祉団体職員退職手当積立基金の退職金を、退職共済基金として積み立てている。
5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分
当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。
 - (1) 法人全体の計算書類(第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)
 - (2) 法人全体（事業区分別）の計算書類（第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式）
省略
 - (3) 社会福祉事業における拠点区分別の計算書類（第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）
 - (4) 拠点区分別の計算書類(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
 - (5) 収益事業における拠点区分別の計算書類（第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）
該当なし
 - (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ①法人運営事業拠点区分
法人運営事業
退職金積立事業
 - ②地域福祉推進事業拠点区分
地域福祉推進事業
共同募金配分事業
地域支援事業
生活支援推進事業
生活困窮者自立支援事業
総合相談事業
福祉移動サービス事業
老人福祉センター運営事業
生活支援体制整備事業
福祉サービス利用援助事業
成年後見支援センター運営事業
 - ③在宅福祉運営事業
小坂居宅介護支援事業
萩原居宅介護支援事業
下呂居宅介護支援事業
金山居宅介護支援事業

- 小坂訪問介護事業
- 萩原訪問介護事業
- 下呂訪問介護事業
- 金山訪問介護事業
- 萩原訪問入浴介護事業
- 下呂訪問入浴介護事業
- 金山訪問入浴介護事業
- 小坂通所介護事業
- 萩通所介護事業
- 四美通所介護事業
- 下呂通所介護事業
- 上原通所介護事業
- なごみ庵通所介護事業
- 金山通所介護事業
- 馬瀬通所介護事業
- 小坂居宅介護事業
- 萩原居宅介護事業
- 下呂居宅介護事業
- 金山居宅介護事業
- 小坂生活介護事業
- 萩生活介護事業
- 四美生活介護事業
- 下呂生活介護事業
- 上原生活介護事業
- なごみ庵生活介護事業
- 金山生活介護事業
- 馬瀬生活介護事業
- ④障がい者就労支援事業
 - 下呂障がい者就労支援事業
 - 萩原障がい者就労支援事業
 - 金山障がい者就労支援事業
- ⑤児童館運営事業
 - 下呂中央児童館運営事業

6. 基本財産の増減の内容及び金額
基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	69,258,210	0	7,718,707	61,539,503
定期預金	3,000,000	0	0	3,000,000
合計	72,258,210	0	7,718,707	64,539,503

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

8. 担保に供している資産
該当なし

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	412,350,316	350,810,813	61,539,503
小計	412,350,316	350,810,813	61,539,503
その他の固定資産			
建物	13,564,811	10,362,951	3,201,860
構築物	10,296,279	10,296,268	11
機械及び装置	713,790	713,789	1
車輛運搬具	144,486,138	137,691,095	6,795,043
器具及び備品	42,453,443	37,812,724	4,640,719
その他の固定資産	658,920	0	658,920
小計	212,173,381	196,876,827	15,296,554
合計	624,523,697	547,687,640	76,836,057

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	108,158,911	0	108,158,911
未収金	4,500	0	4,500
長期貸付金	1,843,000	0	1,843,000
合計	110,006,411	0	110,006,411

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし
12. 関連当事者との取引の内容
該当なし
13. 重要な偶発債務
該当なし
14. 重要な後発事象
該当なし
15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け
該当なし
16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（法人運営事業拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当なし

(3) 固定資産の減価償却の方法

①建物、建物付属設備、構築物、車両運搬具、器具及び備品、機械及び装置、ソフトウェア

当法人は、定額法による減価償却を実施している。有形減価償却資産の残存価格はゼロとし、備忘価格（1円）まで償却している。

但し、平成19年3月31日以前に取得したものについては、残存価格を取得価格の10%として償却を行い、耐用年数到来後は、備忘価格（1円）まで償却（5年間均等償却）している。

(4) 引当金の計上基準

①退職給付引当金

職員の退職支給に備えるため、一般財団法人岐阜県民間社会福祉事業従事者共済会及び社会福祉法人全国

社会福祉協議会全国社会福祉団体職員退職手当積立基金で計算された引当金明細書により計算した退職給

付引当金を計上している。

(5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

(6) リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンスリース取引

引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理をしている。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。

(1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度

全常勤職員について、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。

(2) 民間退職共済制度

全職員及び希望する臨時常勤職員について、一般財団法人岐阜県民間社会福祉事業従事者共済会の実施する退職手当共済制度に加入している。

職員1名について、社会福祉法人全国社会福祉協議会の実施する全国社会福祉団体職員退職手当積立基金に加入している。

(3) 法人独自の退職給付金

平成12年度末以前加入していた社会福祉法人全国社会福祉協議会の実施する全国社会福祉団体職員退職手当積立基金の退職金を、退職共済基金として積み立てている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人運営事業拠点区分計算書類（第一号の四様式、第二号の四様式、第三号の四様式）

(2) 拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙3（11））

法人運営事業
退職金積立事業

(3) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3（10））

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	69,258,210	0	7,718,707	61,539,503
定期預金	3,000,000	0	0	3,000,000
合計	72,258,210	0	7,718,707	64,539,503

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	412,350,316	350,810,813	61,539,503
小計	412,350,316	350,810,813	61,539,503
その他の固定資産			
建物	8,818,739	7,205,843	1,612,896

構築物	10,296,279	10,296,268	11
車輛運搬具	22,098,932	20,276,402	1,822,530
器具及び備品	18,288,799	17,978,363	310,436
その他の固定資産	120,900	0	120,900
小計	59,623,649	55,756,876	3,866,773
合計	471,973,965	406,567,689	65,406,276

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	1,052,972	0	1,052,972
合計	1,052,972	0	1,052,972

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（地域福祉推進事業拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
該当なし
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
該当なし
- (3) 固定資産の減価償却の方法
①建物、建物付属設備、構築物、車両運搬具、器具及び備品、機械及び装置、ソフトウェア
当法人は、定額法による減価償却を実施している。有形減価償却資産の残存価格はゼロとし、備忘価格(1円)まで償却している。
但し、平成19年3月31日以前に取得したものについては、残存価格を取得価格の10%として償却を行い、耐用年数到来後は、備忘価格（1円）まで償却（5年間均等償却）している。
- (4) 引当金の計上基準
該当なし
- (5) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。
- (6) リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンスリース取引
引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理をしている。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。

- (1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度
全常勤職員について、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。
- (2) 民間退職共済制度
全職員及び希望する臨時常勤職員について、一般財団法人岐阜県民間社会福祉事業従事者共済会の実施する退職手当共済制度に加入している。
職員1名について、社会福祉法人全国社会福祉協議会の実施する全国社会福祉団体職員退職手当積立基金に加入している。
- (3) 法人独自の退職給付金
平成12年度末以前加入していた社会福祉法人全国社会福祉協議会の実施する全国社会福祉団体職員退職手当積立基金の退職金を、退職共済基金として積み立てている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 地域福祉推進事業拠点区分計算書類（第一号の四様式、第二号の四様式、第三号の四様式）
- (2) 拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙3（11））
地域福祉推進事業
共同募金配分事業
地域支援事業
生活支援推進事業
生活困窮者自立支援事業
総合相談事業
福祉移動サービス事業
老人福祉センター運営事業
生活支援体制整備事業
福祉サービス利用援助事業
成年後見支援センター運営事業
- (3) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3（10））

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
車両運搬具	27,063,245	23,793,422	3,269,823
器具及び備品	4,026,656	3,661,145	365,511
その他の固定資産	135,710	0	135,710
小計	31,225,611	27,454,567	3,771,044
合計	31,225,611	27,454,567	3,771,044

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	10,194,670	0	10,194,670
未収金	4,500	0	4,500
長期貸付金	1,843,000	0	1,843,000
合計	12,042,170	0	12,042,170

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（在宅福祉運営事業拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
該当なし
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
該当なし
- (3) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 建物、建物付属設備、構築物、車両運搬具、器具及び備品、機械及び装置、ソフトウェア
当法人は、定額法による減価償却を実施している。有形減価償却資産の残存価格はゼロとし、備忘価格(1円)まで償却している。
但し、平成19年3月31日以前に取得したものについては、残存価格を取得価格の10%として償却を行い、耐用年数到来後は、備忘価格（1円）まで償却（5年間均等償却）している。
- (4) 引当金の計上基準
該当なし
- (5) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。
- (6) リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンスリース取引
引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理をしている。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。

- (1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度
全常勤職員について、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。
- (2) 民間退職共済制度
全職員及び希望する臨時常勤職員について、一般財団法人岐阜県民間社会福祉事業従事者共済会の実施する退職手当共済制度に加入している。
職員1名について、社会福祉法人全国社会福祉協議会の実施する全国社会福祉団体職員退職手当積立基金に加入している。
- (3) 法人独自の退職給付金
平成12年度末以前加入していた社会福祉法人全国社会福祉協議会の実施する全国社会福祉団体職員退職手当積立基金の退職金を、退職共済基金として積み立てている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 在宅福祉運営事業拠点区分計算書類（第一号の四様式、第二号の四様式、第三号の四様式）
- (2) 拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙3（11））
 - 小坂居宅介護支援事業
 - 萩原居宅介護支援事業
 - 下呂居宅介護支援事業
 - 金山居宅介護支援事業
 - 小坂訪問介護事業
 - 萩原訪問介護事業
 - 下呂訪問介護事業
 - 金山訪問介護事業
 - 萩原訪問入浴介護事業
 - 下呂訪問入浴介護事業
 - 金山訪問入浴介護事業
 - 小坂通所介護事業
 - 萩通所介護事業
 - 四美通所介護事業
 - 下呂通所介護事業
 - 上原通所介護事業
 - なごみ庵通所介護事業
 - 金山通所介護事業
 - 馬瀬通所介護事業
 - 小坂居宅介護事業
 - 萩原居宅介護事業
 - 下呂居宅介護事業
 - 金山居宅介護事業
 - 小坂生活介護事業
 - 萩生活介護事業
 - 四美生活介護事業
 - 下呂生活介護事業
 - 上原生活介護事業
 - なごみ庵生活介護事業
 - 金山生活介護事業
 - 馬瀬生活介護事業

(3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3(10))

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
建物	3,375,132	2,425,201	949,931
車両運搬具	95,323,961	93,621,271	1,702,690
器具及び備品	18,822,500	15,099,581	3,722,919
その他の固定資産	402,310	0	402,310
小計	117,923,903	111,146,053	6,777,850
合計	117,923,903	111,146,053	6,777,850

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	89,650,489	0	89,650,489
合計	89,650,489	0	89,650,489

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（障がい者就労支援事業拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当なし

(3) 固定資産の減価償却の方法

①建物、建物付属設備、構築物、車両運搬具、器具及び備品、機械及び装置、ソフトウェア

当法人は、定額法による減価償却を実施している。有形減価償却資産の残存価格はゼロとし、備忘価格（1円）まで償却している。

但し、平成19年3月31日以前に取得したものについては、残存価格を取得価格の10%として償却を行い、耐用年数到来後は、備忘価格（1円）まで償却（5年間均等償却）している。

(4) 引当金の計上基準

該当なし

(5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

(6) リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンスリース取引

引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理をしている。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。

(1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度

全常勤職員について、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。

(2) 民間退職共済制度

全職員及び希望する臨時常勤職員について、一般財団法人岐阜県民間社会福祉事業従事者共済会の実施する退職手当共済制度に加入している。

職員1名について、社会福祉法人全国社会福祉協議会の実施する全国社会福祉団体職員退職手当積立基金に加入している。

(3) 法人独自の退職給付金

平成12年度末以前加入していた社会福祉法人全国社会福祉協議会の実施する全国社会福祉団体職員退職手当積立基金の退職金を、退職共済基金として積み立てている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 障がい者就労支援事業拠点区分計算書類（第一号の四様式、第二号の四様式、第三号の四様式）

(2) 拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙3（11））

下呂障がい者就労支援事業

萩原障がい者就労支援事業

金山障がい者就労支援事業

(3) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3（10））

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
建物	665,700	472,027	193,673
機械及び装置	713,790	713,789	1
器具及び備品	1,315,488	1,073,635	241,853
小計	2,694,978	2,259,451	435,527
合計	2,694,978	2,259,451	435,527

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	7,260,780	0	7,260,780
合計	7,260,780	0	7,260,780

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（児童館運営事業拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当なし

(3) 固定資産の減価償却の方法

①建物、建物付属設備、構築物、車両運搬具、器具及び備品、機械及び装置、ソフトウェア

当法人は、定額法による減価償却を実施している。有形減価償却資産の残存価格はゼロとし、備忘価格（1円）まで償却している。

但し、平成19年3月31日以前に取得したものについては、残存価格を取得価格の10%として償却を行い、耐用年数到来後は、備忘価格（1円）まで償却（5年間均等償却）している。

(4) 引当金の計上基準

該当なし

(5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

(6) リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンスリース取引

引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理をしている。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。

(1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度

全常勤職員について、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。

(2) 民間退職共済制度

全職員及び希望する臨時常勤職員について、一般財団法人岐阜県民間社会福祉事業従事者共済会の実施する退職手当共済制度に加入している。

職員1名について、社会福祉法人全国社会福祉協議会の実施する全国社会福祉団体職員退職手当積立基金に加入している。

(3) 法人独自の退職給付金

平成12年度末以前加入していた社会福祉法人全国社会福祉協議会の実施する全国社会福祉団体職員退職手当積立基金の退職金を、退職共済基金として積み立てている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 児童館運営事業拠点区分計算書類（第一号の四様式、第二号の四様式、第三号の四様式）

(2) 拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙3（11））

下呂中央児童館運営事業

(3) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3（10））

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本基金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
建物	705,240	259,880	445,360
小計	705,240	259,880	445,360
合計	705,240	259,880	445,360

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし